

議案第 8 号

逗子市職員給与条例等の一部改正について

逗子市職員給与条例等の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市職員給与条例等の一部を改正する条例

(逗子市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 逗子市職員給与条例（昭和31年逗子市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第11条第 3 項第 2 号中「短時間勤務職員のうち、」を「次条第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員（」に改め、「満たない職員」の次に「に限る。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第11条の 2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条の 2 第 2 項中「次条」を「第13条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第12条の3 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項の規定に基づく勤務を要しない日及び休日等条例第2条の規定に基づく休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当）

第8条の2 給与条例第11条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第19条及び第19条の2の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条及び第19条の2の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第19条及び第19条の2の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給与月額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、もしくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条及び第19条の2の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(逗子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 逗子市職員の育児休業等に関する条例(平成4年逗子市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」の次に「(以下「会計年度任用職員」という。)」を加える。

第24条第2項中「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について規定するとともに、令和5年人事院の給与勧告

の内容並びに国家公務員及び近隣各市の職員給与の状況等を勘案し、在宅勤務等手当及び管理職員特別勤務手当の支給について規定するに当たり、改正の要あるため提案する。